

第3次伊勢原市食育推進計画〔案〕の概要

1 計画策定の趣旨

食育推進計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村計画で、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的としています。

第2次伊勢原市食育推進計画（以下「第2次計画」という。）の計画期間が平成29年度で終了することから、引き続き食育の推進を図るために、平成30年度からの第3次伊勢原市食育推進計画（以下「第3次計画」という。）を策定します。

なお、第3次計画については、基本的に第2次計画を継続した中で、社会環境等の変化や地域ニーズの多様化等へ対応するなどの計画内容の見直しを行い策定します。

2 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

3 計画の策定方法

第3次伊勢原市食育推進計画策定委員会を設置し、計画案を策定

4 地域における食の現状等の把握

「伊勢原市健康づくりに関する意識調査」として、住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の満18歳以上の3,000人を対象に郵送によるアンケート調査を実施

5 計画の体系（計画の目指す将来像（基本理念）と重点目標、基本目標、施策の方向）

(1) 目指す将来像（基本理念）

基本理念については、地域特性や食をめぐる現状を踏まえ、第2次計画の基本理念を継続します。

「食で育むいのちときずな」

～健康寿命の延伸につながる食育をめざそう～

(2) 重点目標

目指す将来像（基本理念）を実現するための重点目標については、食育の推進を計画的・実効的に推進し、意識調査結果や前計画の評価等による食育の課題に対応していくため、食育目標から重点目標を設定します。

□ 重点目標

食育目標1 「食を通じて適正体重を維持しよう」

食育目標5 「食育で生活習慣病予防をめざそう」

(3) 基本目標と施策の方向

目指す将来像（基本理念）を実現するための基本目標については、社会環境等の変化やアンケート結果等に基づく本市の食に関する課題を踏まえ、基本目標を見直すとともにそれに合わせ施策の方向についても見直しを行い、基本目標は「食育目標」とし設定します。

□ 食育目標と基本施策

食育目標 1 食を通じて適正体重を維持しよう

基本施策（1） 思春期から青年期世代の適正体重の維持に向けた食育の推進

基本施策（2） 壮年期世代の適正体重の維持と生活習慣病の発症・重症化の予防のための食育の推進

基本施策（3） 高齢者の低栄養予防に向けた食育の推進

食育目標 2 若い世代も食への意識を高めよう

基本施策（4） 思春期から青年期世代の朝食欠食や栄養バランス等の改善に向けた食育の推進

基本施策（5） 思春期から青年期世代が食に関する関心を高め、知識を得られる食育の推進

食育目標 3 食の自立をめざし、様々な食の体験をしよう

基本施策（6） 学校や地域などと連携した地産地消や体験型農業の推進

基本施策（7） 学校給食や各食育事業における地場産物等活用の継続

基本施策（8） 子どもの頃からの食育体験の推進

食育目標 4 共食を通して食事を楽しもう

基本施策（9） 家庭や学校、職場等を通じた共食によるコミュニケーションの推進

基本施策（10） 地域における共食の機会の推進

食育目標 5 食育で生活習慣病の予防をめざそう

基本施策（11） 主食・主菜・副菜をそろえた健全な食生活の推進

基本施策（12） 減塩や脂質のバランス等、高血圧や脂質異常症・糖尿病などの予防・改善に向けた食育の推進

6 計画の推進

本計画の基本理念である「食で育むいのちときずな～健康寿命の延伸につながる食育をめざそう～」を目指し、市民をはじめ家庭や職場、地域、保育、教育、保健、医療、福祉関係者、民間企業など、食育に関わる関係機関・団体等がそれぞれの役割、特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における食に関する課題の解決に向けた取組を進めていきます。